

「介護職員基礎研修テキスト」(全6巻) 正誤表

(赤字は平成22年6月以降の修正)

1 巻

頁	行数等	誤	正
56	下8行	長男夫婦や娘夫婦	長男夫婦や長女夫婦
64	下8行	第78条において	第78条第1項において
70	下5行	それまでの位置	それまでの措置
81	表3上5行	認知症対応型生活介護施設、特定施設入居者生活介護施設	認知症対応型共同生活介護施設、特定施設入居者生活介護施設
94	上10行	第2条2	第2条第2項
〃	上12～13行	入浴、排せつ、食事その他の	心身の状況に応じた
〃	上14行	(以下「介護等」という。)	削 除
101	表1上1行	誤嚥兆候の観察	誤嚥兆候の観察
103	上13行	導入、吸引などが	導尿、吸引などが
136	上8～9行	(肯定的側面：Negative aspect) とマイナス(否定的側面：Positive aspect)	(肯定的側面：Positive aspect) とマイナス(否定的側面：Negative aspect)
137	上3行	介護保険改正後	介護保険法改正後
142	上3行	介護予防・短期入所	介護予防短期入所
144	上3行	記憶(認知)傷害の	記憶(認知)障害の
146	上5行	必要な要介護に	必要な要介護者に
147	上7行	改正でとり入れられた	改正で導入された
151	上18～19行	4 生活機能とは……ている。	削 除
162	下13行	目的にしています。	目的にしています(図1参照)。
〃	下10行	評価ではないのです。(図1参照)	評価ではないのです。
174	上4行	高齢者虐待防止・高齢者の養護者の支援に関する法律	高齢者虐待の防止・高齢者に対する養護者の支援等に関する法律
182	上15行	または支援費制度	または障害者自立支援制度
〃	上16行	厚労省老健局、介護予防・生活支援事業	地域包括支援センター、地域支援事業
185	上8行	年金や支援費	年金や自立支援サービス、
〃	下7行	介護予防・生活支援事業	地域支援事業

2 巻

頁	行数等	誤	正
16	下1行	有意に多い	優位に多い
43	上8行	アルツハイマー型認知症	軽度のアルツハイマー型認知症
〃	上13行	段階的に悪化する	階段状に悪化しやすい
〃	上20行	中核症状の	アルツハイマー型認知症の中核症状の
148	下14行	感覚性難聴	感音性難聴
152	上12行	表1参照	表5参照
161	下3行	言語聴覚療法士	言語聴覚士

173	上5、6行	ノーマリゼーション	ノーマライゼーション
174	下15行	ノーマリゼーション	ノーマライゼーション
186	下14行	介護提供源	介護提供資源
208	表4上6行	専門化	専門家
210	上1行	本章では	本節では
〃	上10行	高齢者保険福祉	高齢者保健福祉
216	上4行	図6参照	図7参照
〃	図7	図6	図7
219	下6行	図7参照	図8参照
〃	図7	図7	図8
220	下5行	図8参照	図9参照
221	図8	図8	図9
222	下13行	図9参照	図10参照
223	図9	図9	図10
230	下6行	用語に変更するため	名称に改められたのを契機に
232	上12行	当事者の声・家族の声	認知症をもつ人の声、そして家族の声
241	上9行	専門的な介ケア	専門的なケア
247	上1行	図1に示すとお	図4に示すとお
〃	図1	図1	図4
249	表1	表1	表2
〃	下2～1行	図2	図5
250	図2、上1行	図2	図5
〃	上3行	図4	図5
268	下2行	しかし図1	しかし図6
269	図1	図1	図6
〃	上13行	第4章第2節	第5章第2節
270	上9行	図2に示すように	図7に示すように
〃	図2	図2	図7
〃	下3行	図3に示すように	図8に示すように
271	図3	図3	図8
〃	上2行	第4章第2節	第5章第2節
〃	下14行	表1に認知症介護	表3に認知症介護
272	表1上1行	表1	表3
277	下9行	一例を表2に	一例を表4に
278	表2	表2	表4

3巻

頁	行数等	誤	正
11	上1行	30°角度	角度 30°
17	上13行	歯牙の欠陥	歯牙の欠損
21	上12行	図5のように	図4のように

47	図 11	アローワー	アローアー
52	下 2 行	③項は	3. は
58	上 1 行	④項は	4. は
59	上 23 行	2) 語りつつ行動すること	2) 見えない感覚を理解 (体験) しよう
74	下 6 行	障害の需要の	障害の受容の
85	上 8 行	精神保健および	精神保健及び
105	下 7 行	死に行くための	死に逝くための
115	下 3、1 行	受容課程は	受容過程は
121	上 14 行	温かい食べ物は暖かく	温かい食べ物は温かく
147	左図中	紙おむつ	横おむつ
158			イラスト追加
188	右イラスト 上 1 行	熱風	温風
194			イラスト削除
256	上 6 行	こと目標	ことを目標
260	下 3 行	要介護度区分	要介護状態区分
264	上 10、14 行	介護保険認定	要支援・要介護認定
270	上 4 行	介護保険非該当	要支援・要介護認定非該当
275	下 1 行	疫能が低下して	疫機能が低下して
322	上 1、3 行	挿耳掛補聴器	挿耳形補聴器

4 巻

頁	行数等	誤	正
3	上 13 行	再生不良性貧血、悪性関節リウマチ	全身性エリテマトーデス
〃	下 7 行	象者)	象者等)
4	表 1	60 IgA 腎症	60 IgA 腎症
5	表 2	特定疾患治療研究対象疾患一覧	特定疾患治療研究事業対象疾患一覧
〃	〃	44 ラインゾーム病	44 ラインゾーム病 (ファブリー [Fabry] 病含む)
〃	上 6～7 行	特定疾患治療研究費 (表 2 参照)、小児慢性特定疾患治療研究費	特定疾患治療研究事業費 (表 2 参照)、小児慢性特定疾患治療研究事業費
〃	上 7 行	厚生医療費	更生医療費
16	上 6 行	言語療法士	言語聴覚士
37	表 1 中上 2	国民医療総合対策本部	国民医療総合対策本部
〃	表 1 中上 3	高齢者保険福祉推進十カ年戦略	高齢者保健福祉推進十カ年戦略
38	下 3 行	40 歳以上の成人病	40 歳以上の生活習慣病
41	上 6 行	1950 年代に北欧で精神障害者を	1950 年代に北欧で知的障害者を
〃	下 18 行	「医療は生命の	「医療は、生命の
〃	下 17 行	薬剤師、看護婦	薬剤師、看護師
〃	下 14 行	ばならない。医療は	ばならない。」(第 1 項)「医療は、

ク	下 14～13 行	診療所、老人保健施設	診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局
ク	下 12 行	効率的に提供	効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供
ク	ク	ならない」	ならない。」(第 2 項)
ク	下 10 行	において、看護師とは	において、『看護師』とは
ク	下 9 行	業とする」	業とする者をいう」
ク	下 8 行	規定する業務を	規定する業を
ク	ク	(第 31 条)	(第 31 条第 1 項)
ク	下 7 行	(特定行為の制限)	(医療行為の禁止)
ク	下 6 行	指示が合った場合の外	指示があつた場合を除くほか
ク	下 5 行	又は医薬品についての指示をなしその他医師若しくは	医薬品について指示をしその他医師又は
ク	ク	なければ、衛生	なければ衛生
ク	下 4 行	手当をなし、	手当をし、
ク	下 3 行	へそのおを切り、かん腸を施し、	へその緒を切り、洗腸を施し
ク	下 3～2 行	行為をする場合をなすことは差し支えない	行為をする場合は、この限りでない
42	上 3 行	第 25 条には	第 25 条第 1 項には
ク	上 4～5 行	困窮する国民に対して、	困窮するすべての国民に対し、
ク	上 5 行	程度に応じ最低	程度に応じ、最低
ク	ク	自立助長を目的として」	自立を助長することを目的とする」として
ク	上 8～9 行	行うもの)に限る」	行うものに限る。)」
ク	上 15 行	訪問看護	訪問介護
ク	上 16 行	共同生活援助事業が	共同生活援助事業などが
ク	下 13 行	保持を旨として、	保持を旨とし、
ク	ク	育成されたり、その能力に	育成され、又はその有する能力に
ク	下 12 行	自立が図られるよう支援する良質かつ適切なものであること」	自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして良質かつ適切なものの」(第 3 条)
ク	下 11 行	サービスとの連携を図り、	サービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを
ク	ク	事業を実施する」	事業の実施に努め」(第 5 条)
ク	下 6 行	保護を行い、その	保護を行い、障害者自立支援法と相まってその
ク	下 5 行	社会救済活動	社会経済活動
ク	下 2 行	精神分裂病	統合失調症
43	上 1 行	する」と	する者をいう」と
ク	上 7 行	「同法別表(表 2)	「別表
ク	上 7～8 行	18 歳以上のものであって	18 歳以上の者であつて
ク	上 8 行	(指定都市・中核市市長)	削 除
ク	ク	交付を受けたもの	交付を受けた者
44	下 7、6、4 行	保険事業	保健事業

45	上3行	廃棄物	廃棄物の処理
〃	〃	特殊疾病	特殊疾病により長期に療養を必要とする者への保健
〃	上4行	伝染病予防	伝染病その他の疾病予防
〃	上10行	被用保険	被用者保険
〃	上10、11行	70歳	75歳
〃	上17行	支払われます	給付されます
〃	下8行	この制度は、福祉と	この制度は、保健福祉と
47	上3行	介護保険法第7条の8	介護保険法第8条第4項
〃	上3～4行	「要介護等（主治の医師がその治療の必要性の	「居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の
50	下3行	易感染の状態、褥創	易感染の状態、褥瘡
53	上2行	重力筋無力症	重症筋無力症
57	下5行	介護保険以外	介護保険の市町村特別給付
58	下3行	2006年（平成18）	2005年（平成17）
63	下1行	2005年	2003年
73	上8行	訪問看護指導	訪問看護
〃	上8～9行	成人病	生活習慣病
79	下1行	皮膚の浸潤	皮膚の湿潤
87	表4下5行	直径（cm）×短径（cm）	長径（cm）×短径（cm）
96	表8	クッションの遊び方	クッションの選び方
103	上8、11、12行	水疱	水疱
〃	上22行	スルファジアジン酸	スルファジアジン銀
106	上16行	導尿施行	導尿施行
122	下10行	ヘパリン生食	ヘパリン生理食塩水
129	下3行	人工呼吸器装着患者	人工呼吸器装着患者
130	上11行	CO ₂ ナルコーシス	CO ₂ ナルコーシス
136	上3行	人口膀胱	人工膀胱
139	上8行	膀胱留置カテーテル	膀胱留置カテーテル
140	図7	留意カテーテル	留置カテーテル
141	上2行	頸部損傷	頸部損傷
149	上3行	ヘパリン生食	ヘパリン生理食塩水
160	下9行	CO ₂ ナルコーシス	CO ₂ ナルコーシス
185	上5行	在宅人工呼吸療法	在宅人工呼吸器療法
〃	上22行	糞尿袋	蓄尿袋
226	下4行	家事操作	家事動作
236	図1	助細動までの	除細動までの
248	下4行	下顎、首	下顎、首
249	上4行	下顎挙	下顎挙
〃	上12行	下顎呼吸（呼吸時に下顎を	下顎呼吸（呼吸時に下顎を
250	下2行	介助する時間の	解除する時間の

255	上 10 行	心原性塞栓症	心原性塞栓症
256	図 26	脳動脈瘤	脳動脈瘤
267	図 32、33		図 32、33 の順番の入れ替え
272	上 23 行	腰椎圧迫骨折	胸腰椎圧迫骨折
292	下 7 行	腰痛移転	腰椎移転

5 巻

頁	行数等	誤	正
4	下 14～13 行	および要支援者	削 除
々	下 11 行	第 2 項で定める	第 2 項の厚生労働省令で定める
々	下 10 行	居宅要介護者等に	居宅要介護者に
7	上 9 行	⑥自己覚知	⑥意図的な感情表現
20	上 12 行	作成する介護計画	作成する訪問介護計画
々	上 13～14 行	訪問介護事業所は、介護支援専門員の依頼により利用者に介護サービスを提供します。介護サービスは	訪問介護事業所のサービス提供責任者は、
々	上 14 行	基づき、生活課題	基づき訪問介護計画（個別援助計画）を作成します。計画に示された生活課題
々	上 15 行	計画的に提供されます。介護職はこの部分を担当します。	計画的に介護サービスが提供されます。
29	上 8、下 1 行	2006 年（平成 18）	2005 年（平成 17）
31	下 11 行	2006 年（平成 18）	2005 年（平成 17）
32	上 4 行	師が作成する……います。	師等が作成する……います。
72	表 5 下 3 行	専門性の維向上	専門性の維持・向上
81	上 11 行	課程	過程
98	図表	要介護者 1～5	要介護 1～5
々	々	要支援者 1・2	要支援 1・2
129	上 16 行	である。	ではない。
135	下 2 行	介護認定	要支援・要介護認定
148	上 10 行	高齢者に対する	高齢者の養護者に対する
165	上 18 行	ネグレクト	ネグレクト
々	々	高齢者に対する	高齢者の養護者に対する
192	上 12、13 行	訪問介護員	訪問介護
207	下 5 行	訪問介護員利用	訪問介護利用
255	上 4 行	第 115 条	第 115 条の 45

6 巻

頁	行数等	誤	正
2	下 2 行	日常義務を遂行	日常業務を遂行
23	下 4～3 行	介護保険制度のサービスと利用者支援の仕組み	介護サービスと支援制度
48	上 3 行	既述	記述

98	上1. 4行	モニタリン	モニタリング
143	上10行	介護保健施設	介護保険施設
146	表2上5行	障害者ケアマネ	障害者ケアマネ
185	こたえ	問3 4	問3 3

(平成22年7月末日現在)